

審査基準

令和4年3月3日作成

法令名 : 古物営業法
根拠条項 : 第3条
処分の概要 : 古物市場主の許可
原権者(委任先) : 三重県公安委員会
法令の定め : 古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条の3(許可の申請) 第2条(古物の区分)
審査基準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間 : 50日
申請先 : 古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課(電話 059-222-0110) 又は警察署生活安全課
備考 :